

日本におけるIRの動向

(総合型レポート)

平成29年8月

2 IR推進法の成立②

- IR推進法の可決にあたっては、衆議院内閣委員会(2016年12月2日)及び参議院内閣委員会(2016年12月13日)でそれぞれ附帯決議が決議。
- 中でも、ギャンブル等依存症対策は、抜本的に強化することが求められている。

附帯決議の概要

- ・ 施設全体に占めるカジノ施設の規模に上限等を設置。
- ・ 国際的競争力の観点及びギャンブル等依存症予防等の観点から、厳格に少数に限定。
- ・ 地方公共団体が区域の認定申請を行う場合、地方議会の同意を要件。
- ・ カジノには厳格な入場規制を導入。
- ・ ギャンブル等依存症対策に関する取組を抜本的に強化。
- ・ 世界最高水準の厳格なカジノ営業規制を構築。
- ・ カジノ管理委員会は、独立した強い権限を持ついわゆる三条委員会として設置。

<ギャンブル等依存症対策>

- ・ 政府はギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議を設置(2016年12月)し、具体的な対策やその実施方法について、本年夏を目途に取りまとめる予定。
- ・ 自民党及び公明党が提出(2017年6月13日)した「ギャンブル等依存症対策基本法案」と、民進党及び自由党が提出(2017年6月16日)した「ギャンブル依存症対策基本法案」が現在、閉会中審査。

4 国のIR推進会議での協議状況①

- 特定複合観光施設区域整備推進会議(IR推進会議)で示された一体として構成すべき中核施設の種類・要件は、カジノ施設に加え、次の4つの施設全てが一体となっている方向で検討。

「特定複合観光施設」構成中核施設の種類・要件

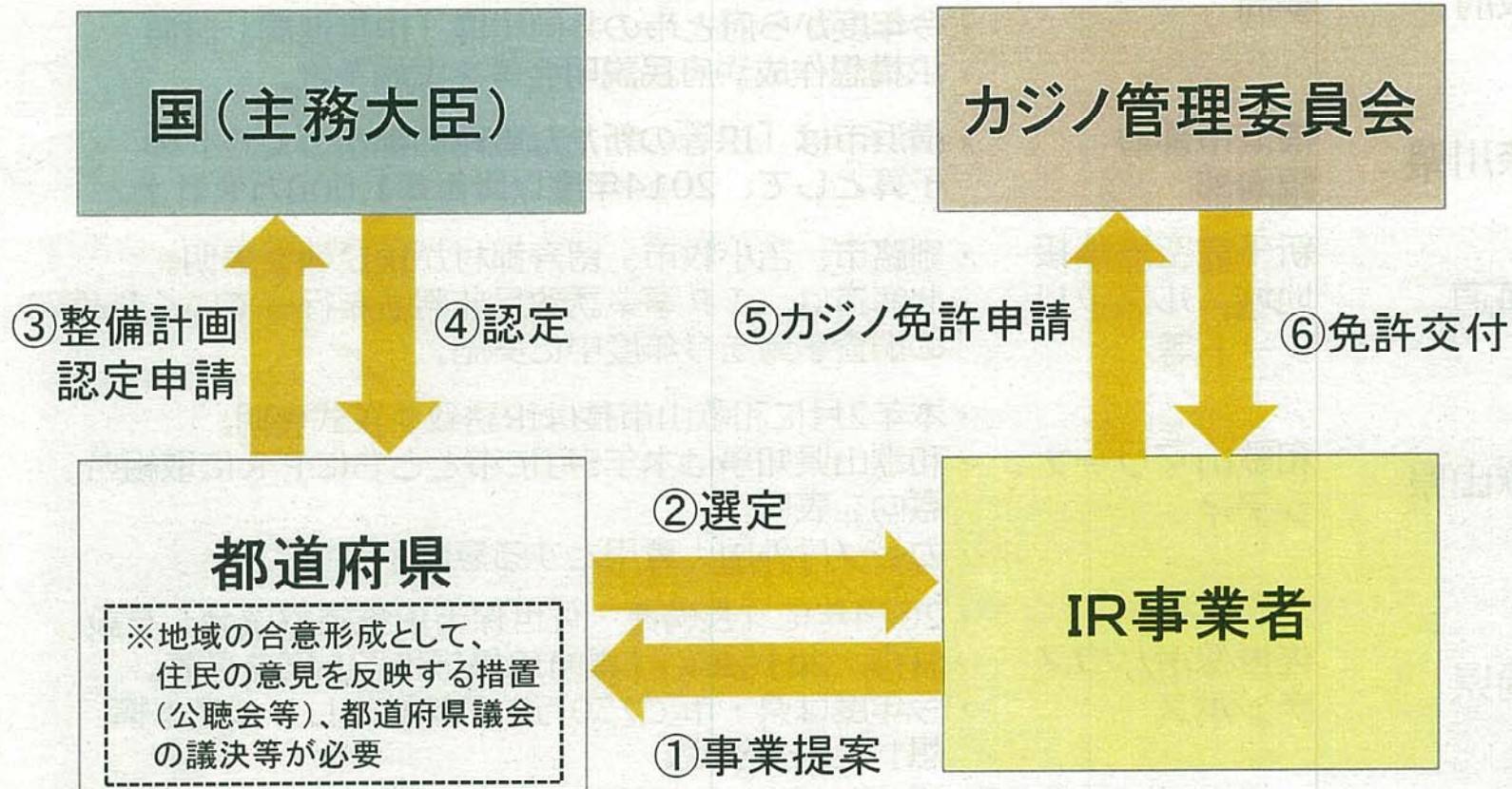
国際会議場・展示場等	MICE誘致に当たり、日本の国際競争力の向上が図られる機能を有する施設
レクリエーション施設、ショッピングモール等	我が国の伝統、文化、芸術、技術などの魅力をショーケースとして強力に発信する機能を有する施設
日本国内の旅行を提案・アレンジする施設等	ショーケースで触れた日本の魅力を実際に現地で体験するため、各地へ観光客を送り出す機能を有する施設
ホテル等	国際競争力のある滞在型観光拠点として、宿泊需要に対応し、かつ、宿泊需要を生み出す機能を有する施設

出典：特定複合観光施設区域整備推進会議資料をもとに作成

6 国のIR推進会議での協議状況③

- IR区域認定の申請主体は都道府県とし、都道府県は整備計画(区域、事業者、事業計画含む)を国に申請し、国が区域を認定。
- 都道府県は申請にあたり、地域の合意形成が必要であり、住民の意見を反映する措置や、都道府県議会の議決が求められる。

※政令指定都市も申請主体に含めるが、申請には都道府県への協議等を求める



出典:特定複合観光施設区域整備推進会議資料をもとに作成